令和７年度第１回芦屋市消費者教育推進地域協議会　会議録

日　　時	令和７年５月２８日（水）１０：００～１１：３０
場　　所	市役所北館４階教育委員会室
出　席　者	会　長　　村木　亨輔 副会長　　野本　知子 委　員　　村上　順子、永瀬　隆一、阪口　忠之、入江　祝栄、 東矢　道明、渡邊　一義 欠席委員　　三谷　百香、尾上　昌希
事　務　局	市民生活部　部長和泉 地域経済振興課　課長平見、消費生活係長宇田
会議の公開	■　公開 □　非公開　　□　一部公開 〔芦屋市情報公開条例第 19 条の規定により非公開・一部公開は出席者の３分の２以上の賛成が必要〕 ＜非公開・一部公開とした場合の理由＞
傍 聴 者 数	０人

１．会議次第

（１）　開会

（２）　議題

【議題１】令和６年度実績報告について

【議題２】令和７年度の取組内容について

（３）　その他

（４）　閉会

２．提出資料

（１）　次第

（２）　令和６～７年度取組状況確認（基本施策①）

（３）　令和６～７年度取組状況確認（基本施策②）

３．審議内容

【議題１】令和６年度実績報告について

村木会長　事務局から説明をお願いいたします。

事務局　宇田　（事務局から説明）

村木会長　今、説明がありました年度評価につきましては、芦屋市消費者教育推進地域協議会としての最終的評価をつけていく必要がございます。所管課から評価についてのお話がありましたが、現状のままでいいのか、それとも何か御意見、御質問等ありましたらお願いしたいと思います。

各ページの右上の辺りに評価基準についての記載がございまして、評価基準として、新しい取組や、前年度実施した内容に加えて取組を行った（プラス取組）というのはA。前年度と同様、継続した取組を行ったというのがＢ。達成できなかった、前年度に比べて後退した取組はＣ評価になりまして、今、御説明いただいたのはA評価が多かったような印象がありますが、評価そのものも含めて御意見をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

野本副会長　基本施策①の３ページ、取組内容の２です。「子どもの年齢にあわせて、契約やお金に関する必要な知識が身につくよう、啓発を行う。」というところで、今年も兵庫県立芦屋高校の高校２年生の出前講座をされたということですが、確かこれは昨年から始めたことで、今年はさらに枠を拡大したということは、継続してされるということでしょうか。もしそれならば、すごくいい取組だなと思いまして。こういうのは、単発でするのはもちろんありですけれども、継続するというのが何よりも重要なことだと思うので、物すごく事務局の人が頑張っているなと思って、いいなと思いました。

その下の特別支援学校ですけれども、これも今年からだと思うのですが、特別支援学校への出前講座、いろんな状態の子どもたちがいる中で、どのようなアプローチをしたとか、どのような工夫をしたのか、一度お伺いをしたいなと思いました。

事務局　宇田　まず、県立芦屋高校の出前講座ですけれども、令和５年度は授業の一部の15分をいただいていたのですが、令和６年度は授業１限50分を丸々いただいて、契約の知識と消費者トラブルについて、こちらが今の若者に対して伝えたいことを学校の先生とも打合せを重ねて、授業をさせていただきました。ＳＮＳから始まるトラブルやＷＥＢ広告の見方、今の子どもたちは現金を持つということが減っているので、キャッシュレス

決済の仕組みなども授業でお話させていただきました。

あと、特別支援学校につきましては、去年からではなくて継続的に出前講座をさせていただいているのですが、アプローチの仕方としましては、事前に特別支援学校の高校２年生の子どもたちにインターネットやスマホをどれぐらい使用しているのか、今流行っているＸを使ったことがあるのか、インターネットで買物をしたことはありますかなどを事前にアンケートを取らせていただいて、それに基づいて特別支援学校の先生とお話をさせていただきました。実際のところは、特別支援学校の子も芦屋高校の子も高校２年生といったら興味のわくところはやっぱり一緒だという認識になりました。特別支援学校の子には、消費者トラブルに遭わないために自分を守ろうという授業をさせていただいているのですけれども、パワーポイントをつくるときに全てルビを振ったり、なるべく分かりやすい言葉で説明したりというのは心がけています。

村木会長　ありがとうございました。

私自身の体験といいますか、仕事上のお話としましては、やはり成人年齢の引下げが今18歳になったというのもありまして、責任というのがより若い段階で発生するということに対して、またＳＮＳ等のネット利用に関しては年配の方よりも若い方のほうが精通しているというところがあるのですが、相手が誰か分からない、だます相手であるとかいうのを考えずに信用してしまうという傾向が非常に強く感じられます。それと若者に対する消費者教育というのは、非常に大切だなと思いますので、このような活動というのは継続して実施していただくのがよろしいかとは思います。ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

事務局　宇田　すみません、今年度も引き続きされるのですかと野本委員から質問を受けていた部分に関しては、今年度も引き続きさせていただくことになっております。県立芦屋高校の授業の内容につきましては、去年の反省点を生かして、授業内容のほうは変更していく形にはなりますが、今年度も予定はしております。

野本副会長　はい、ありがとうございます。

村木会長　ほかに何かせっかくですので御発言いただければと思います。

村上委員　今の話で、中学生とか高齢者とかに啓発のパンフレットの配布というようなことをされているということですが、配布したパンフレットは、こちらからのメッセージだと思うのですが、配布された方から何かリアクションが返ってくるような取組とかはさ

れているのですか。

事務局　宇田　今のところは、パンフレットをお渡した後の反響というのは、こちらも分かりかねるのですが、年に１回消費生活センター新聞を発行させていただいておりまして、その後は内容に興味を持ってくださった方からご意見はいただいております。

村上委員　せっかくこちらからメッセージを出しているので、何かメッセージが返ってくるような流れがあると、そういうことを考えているんだとか、そういうことを困っているんだというのが、今後分かるようになるのかなとお話を聞いていて思いました。

村木会長　ありがとうございます。双方向のやり取りというのは今かなりやりやすいと思います。その辺りは検討いただければとは思います。

ほか、御意見いかがでしょうか。

阪口委員　パンフレットやチラシは非常に有効な手段やと思うんやけど、うちの家内が警察の詐欺のやつとかを電話の前に貼っているんですね。この間、兵庫県の保健所から電話がかかってきて、家内が受けて、「一旦確認しますので、おたくの電話番号教えてください」とパンフレットを見て返事したら、「何や、このおばはん」って言ってピッと電話を切ったと、相手がね。これ詐欺ですよね、多分。そういう目に見えるチラシやパンフレットは持ち歩かないし、例えば学校やったら、机の隅に生徒一人一人に「スマホはこういう被害がありますよ」とマグネットやシールを貼って、年寄りのいるようなところには電話を取るところに貼れるようなことをやっておけば、かなりの数が実質的に防げるかと。

パンフレットとか読んだら直してしまうので、常に目に見えているという何かそういうのがあればなと。僕はいつも電話するときに、こんなに紙がたまって汚いなと思うんですけどね。年寄りの家やから、マークされてるいるのかは分からんけど、公的な機関から３回ぐらいかかってくるんですね、それがやっぱり見えた瞬間に用心するっていう、何かそういう啓発があったらいいかなと。

村木会長　ありがとうございます。今後の取組の一環としてお話でもあるかと思います。パンフレットやチラシは捨ててしまうかもしれませんが、マグネットなどの案内であれば、より有効に活用できるのではないかという御意見というふうに承ります。

ちなみに、兵庫県弁護士会でも、直接勧誘というか訪問販売に関するマグネット広告に関する啓発的な取組をしておりまして、芦屋市のほうでも、予算の兼ね合いもあるとは思いますが、そのような考えというのもあると意見として聞いていただければと思います。

何かコメントあるようであれば、事務局からお願いします。

事務局　宇田　出前講座とかに行かせていただいたときに、うちの電話番号を書いているマグネットは配布させていただいております。それを冷蔵庫に貼っていただいている方がたくさんいらっしゃるので、それを見ながらお電話をかけてきてくださる方もいらっしゃいます。引き続きマグネットはお渡しさせていただきたいと思います。

阪口委員　いつでも見える化が大事だと思います。

野本副会長　消費者協会も独自で出前講座をしています。あまり数は多くないのですけれども、高齢者の方の出前講座が多いので、防犯対策用に家でよくもらっているうちわに、大きく「お帰りください」とプリントアウトした物を貼って、実際、訪問販売の人がふいにぱっと来られたら、もごもごとなってしまうので、そのときにそのお帰りなさいうちわを出したらいいのではないかということでお配りはしています。もしよかったら消費者協会の出前講座にいらしてください。

阪口委員　特に最近あるのがネット販売。注文の時に契約状況が２秒くらいしか映らへん。そんなんで注文したら、ずっと継続的なんですよ。１回だけの注文で、その後、ずっと送ってくるのがあるでしょう？

村木会長　今の話と関連してにはなるんですが、特定商取引法という法律がございまして、その法律で、特に、今、最後おっしゃっていたのは通信販売というのですが、通信販売に関しては、例えばネット通販であるとか、そういった媒体であれば、最終確認画面という表記というのが義務づけられまして、そういった最終確認画面に関して違反した場合においては、事業者に対する制裁というものが取組として始まっています。

ですので、先ほどおっしゃっていた最終確認画面といいながらもほとんど確認されない方がかなり多いですけれど、そういった形でちょっとずつ契約内容について理解するための取組は法的に構築していくというのが徐々に改善というか、ましになってきているかなという感想はあります。

阪口委員　現実にはね、ちらっと映すだけやから、ほとんど理解できないんです。

村木会長　ありがとうございます。

阪口委員　まず見える化をね。

村木会長　ほか、何かまだ発言されてない方であるようであれば、せっかくですので、よろしくお願いいたします。

では、質問があまりないので、私のほうからちょっと聞かせていただきたいのですが、基本施策①の１ページ目の１の取組で、出前講座の対象拡大ということで、多くの方々に対して啓発というのを実施されていて、月に１回に近いペースでされておられるというのは本当に大変だったと思いますが、実際、先ほどの消費者教育とも関連するんですけれど、啓発というか出前講座の中で取り上げられた具体的なテーマというのは、例えばどういったものがあるのか、それに対しての何がしかのリアクションがあったのか、もし今分かるようであれば事務局からお答えいただければありがたいです。

事務局　宇田　高齢者の方の出前講座に関しては、最近の消費者トラブルを話してほしいということで、年代問わずＳＮＳからのトラブルが多いので、そのお話をさせていただいています。

実際、出前講座に行かせていただいたら、最後、質疑応答の時間を取ったりするので、そこで皆さん不安に思われていることをお聞きできます。普段、センターは相談の電話を待っているところになってしまうのですが、出向いて行かせていただくことによって、少しでも不安を減らせることにはなっているのかなということを出前講座で実感しています。

村木会長　何かアンケートとか、そういうものは特に実施はされていないのですか。

事務局　宇田　アンケートは毎回取っています。

村木会長　ちなみに、どういったコメントというか、感想が多いですか。

事務局　宇田　そうですね、出前講座は皆さんのアンケートから好評を得ていることがわかります。「お話しできてよかったです」とか「今後の生活に生かせていきます」と書いてくださっている方が多いです。

村木会長　ちなみに、高校であるとか、消費者協会、それから高齢者関係だとか、いろいろなところに対しての出前講座を実施されておられますが、回数の利用制限であるとか時間枠の制限はあるのでしょうか。

事務局　宇田　回数の利用制限はないですが、日頃、相談業務を受けておりますので、相談員さんのシフトとかもありまして、事前に申し込みしていただいて日程は調整させていただいております。大体皆さん１時間ぐらい希望される方が多いのですけれども、短い分数でもこちらのほうは対応させていただいております。

村木会長　ありがとうございます。

それこそ、先ほどの消費者協会さんや兵庫県弁護士会の出前講座もやっておりますので、そういったとこでの連携というのもできるのかなと思いました。

評価の件について何か御意見はないというふうに承ってよろしいでしょうか。先ほど言いましたとおり、A、B、Cの評価基準というのを最終的につけていかなければいけないというところで、先だっての説明でAであるとかBであるとかという点についての評価というのはされておりますが、この点に関しての御意見というのがあるようであれば言っていただければと思います。

永瀬委員　こういう評価を各課がそれぞれ意識してやっているのはすばらしいなと思うんですけれども、評価が取組についてであって、効果が出た、出ないのは評価ではないというのが明確なので、そこですよね。先ほど言いました、アンケートを取っているなら、それでどのような反応があったとかの報告があって、それはよかったね、いや、その程度やったらやっても一緒やったねになるのか。

あと、パンフレットやチラシを置きました、配りましたは、ただ、それは仕事でやっているだけで、それを読んだ人の反響がない限り、何％読んだのか分からん限りは仕事としての評価はこれでいいんだろうなとは思うんだけれども、この消費者教育って言っている限り、効果があったか、なかったかの評価はしなくていいのかは疑問です。

村木会長　ありがとうございます。

従前から問題にはなっておりまして、評価基準のA、B、Cの取組方が、それはそれでいいのかというふうな議論もございましたが、今のは啓発する側の意見であって、啓発を受ける側の、教育を受ける側としてのどういった意見が考えられるかというとこについての提案を含めた総合評価というのがポイントではないのかというふうな御意見だと。それはそれで、私もそのとおりかと思います。

永瀬委員　ちょっと補足すると、昨日、生活安全推進連絡会の幹事会があって、特殊詐欺からＳＮＳトラブルまで全部ひっくるめた防犯の会議やったので、それも幾ら啓発しても届かないのです。独居老人であったりとか、マンションに住まわれている方であったり、仕事場が大阪、神戸の人とかには届かないことが多いので、チラシを配るだけでもやらないよりましという結果にはなるんですけど、やっぱり目指すところは届いてほしい、気をつけてほしいなので、そこはほかの会議でもジレンマになっているので、ここが熱心にやっているからこそ、効果は見たいなとは思うところです。

村木会長　ありがとうございます。

事務局側から何か意見があるようであれば、お願いします。

事務局　平見　まず、啓発業務での効果というのは非常に難しいというところがありまして、その場では御理解いただいても、年々忘れたりするので、評価というのはなかなか難しいのかなと思うのです。先ほど担当が申し上げたとおり、出前講座はアンケートを取って、よかったという評価はいただいております。ただ、これがどれだけ身についたかというところまで把握するのはなかなか難しいかなというところです。

村木会長　ありがとうございます。

もともと会としての目的の部分としての啓発性の部分であるというところと、他方、受け手としての反響の部分というのは両方とも大切な話だとも思いますので、そもそも評価基準の点につきましても、いろいろ従前も議論に上がってきましたが、その点を含めて、会としてどのような話を進めていくのかという将来性を含めて、検討いただく１つの材料として、こういった会が存在するのかなとも思いますので、１つの意見として聞いていただければとは思っております。

くどいですが、評価というのをつけていかなければいけないというのはございまして、いろいろ活発な意見交換のある中での評価というのをどうするのかというところ踏まえてにはなるのですが、この点はいかがでしょうか。

永瀬委員　だから正直分けたらいいと思います。この取組に対して、仕事としてやった、やらない評価はこれでいいと思うのです。ただ、それとは別に、出前講座のアンケートの結果は取っていると思うのです。取組はやりましたよというのと、それによって、こんな効果がありましたは、分けてやったほうが、それぞれ課のやりがいも違ってくると思うんですけどね。

こんな勉強で助かりましたという声も聞けたというのは、各課のやりがいになって、また継続しようとか、もっとこのやり方があるのかという話になると思うので、これはもう全く別の話やと思っています。

これはまた余談になるかもしれないんですけれど、警察の方も御存じかもしれないですが、実はこういう講座をよく受けていたり、防犯の知識が高い人ほど実は引っかかるんです。変に知識があって、俺は分かっているから見ても大丈夫とか、そういった人が、自分の知らないこと、例えば高齢の方でも、私はこんな講座を受けて、こんな特殊詐欺の手

口があるから、分かっているから大丈夫っていう人ほど、知らない手口が出てきたときには、これは本当と思ったりするらしいんで、知らないほうが強いというのも１つではあるんですけど。その辺は結局どれぐらい注意するかは、怖さを知っての話やと思うので、啓発は大事かとは思います。

村木会長　ありがとうございます。

なかなか難しいお話もありますが、その点、事務局、何か御意見ありますか。

事務局　平見　アンケートを取った集計結果みたいなものは次回からお示ししたい。個別に出せるかどうか分からないですけれども、出せるものについては出していきたいと思います。

村木会長　分かりました。方針としては、取りあえず今回に関しましては、準備の兼ね合いもあって、なかなかプラスアルファというのは難しいけれど、次の議題にも関連するかもしれませんが、次年度以降の対応の一貫として、そのような検討も１つあり得るという前提としてという回答がありました。なかなか今の話を踏まえての意見集約というのは悩ましい部分がありますが、会としてはどうしましょうか、そういった意見も踏まえて、留保つきではあるけれども、この評価のとおりでいいというふうにするのか、それとも、それ以外になるのかというところを踏まえてにはなりますが。発言されていない方も、もし何かございましたら、言っていただければとは思います。

特に意見がないということで、会としてこれでいいということでよろしいでしょうか。

どうもありがとうございます。ですが、私もやはり先ほどの御指摘というのはかなり身に染みるというか、分かる部分であります。やはり目的と手段というのが逆転するというのは本末転倒だとも思いますので、その辺りは次年度以降の、次の議題にも関連するかもしれませんが、将来的に生かせていただくような取組というのを期待したいというところでの留保つきでの賛成という形になります。ありがとうございます。

【議題２】令和７年度の取組内容について

村木会長　事務局から説明をお願いいたします。

事務局　宇田　（事務局から説明）

村木会長　ありがとうございます。

施策①と施策②のエの部分を見ていただきながら、主に消費者教育関連の今年度の取

組に関する改善等が記載されておりますので、その辺りを含めて何か意見を承りたいと思いますが、私から向かって右からの皆様からいろいろ御意見をいただいておりますが、左の皆様からまだいただいておりませんので、せっかくですので、お三方から、それぞれ何かコメント等いただければとは思います。お願いいたします。

入江委員　基本施策①の１の出前講座のことですけれども、愛護委員会の班集会は８班あり、すごくタイトなスケジュールで日程を組んでいただいているので、こういう形じゃなくてもまた別の形で啓発をしていただいてもいいのではないかなとは思いました。

事務局　宇田　私どもも８班をそれぞれ回ると８日間必要になってくるので、皆さんが集まる日はありますか。

入江委員　総会が一番集まるのですが、総会がタイトなので、総会の後にというのは難しいですね。あと、次に人数が多いのは、委員会研修会ですね。

事務局　宇田　それは何月ぐらいに開催されますか。

入江委員　今年は２学期で検討中です。

事務局　そしたら、また今年度の出前講座の進め方については別途協議させていただいてもよろしいですか。

入江委員　はい、お願いします。

村木会長　ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。

渡邊委員　前提の話がずれてしまうかも分からないですけれども、先ほどお話があったように評価と効果って非常に難しいなって個人的には思っていますというのは、私、過去に上宮川文化センター長をしておりました。警察の方がパトカーで特殊詐欺や還付金詐欺は危ないですよと回っていただいたことを聞いた住民さんが、還付金があるみたいな電話を受けたのですが、このことを覚えていたので詐欺には引っかからなかった。これって効果だと思うんです。ただ、何も起こっていないことになっているので、それを評価に上げるには、誰も知らないことになっていると思っていて、効果を含めた評価っていうのはなかなか難しいなというのを私の経験上からも感じているところです。

　警察の方にこういうことがありましたので、なるべく芦屋市を回ってくださいねっていうお願いをしたら、結構早い段階で~~全部~~回っていただいたので、警察の方にお願いすると、話は聞いてくれるなというのも分かりました。

村木会長　貴重な御意見ありがとうございます。

確かに評価と効果というところは悩ましい部分があって、先ほどの意見を含めてにはなりますが、そもそも実績評価をどのようにやっていくのかというレベルの部分と、それが頭の片隅にあって、本当にそれを理解しているかどうかという問題もあろうかと思いますが、でも、やはりせっかく取組をしていく以上、目に見えるというところも大切なのかと思いますので、何がしかの反響というところについての共有というところを会にしていただくというのが、より生産的なお話にはなるのかなとも思ったりします。そういった意味合いで、ポジティブに受け止めていただくというのを本年度の目標にもしていただくというのが逆にいいのかなとも思いました。

阪口委員　効果というのはちょっと中長期的になるんで、なかなか評価しにくいと思うんですけど、せっかくこれだけ出前講座をやってアンケートを取られているので何％ぐらいは確実に取り組んでくれたとかを数値化したらいいと思うんです。

村木会長　ありがとうございます。

非常にその辺りの集計が難しいというところもあろうかと思いますが、次年度以降、やはりその実績評価というところで、施策の取組と合わせてできるようであれば、前向きに検討いただければいいのかなと思います。

実際、私も今回この取組をされた施策の一環としての消費者の研修を担当させていただいたことがあるんですけれど、アンケートをいつも共有していただいております。アンケートの内容というのはやはり私のしゃべりが早かった遅かったというので、内容にちょっと関連してない部分もあったりもするんですけれど、５段階評価であるとか、生産的にこういうふうに取り組むであるとかっていう質問の仕方の工夫というのは実際あり得るのかと思いますし、それが次の見直しの点の気づきにいたるのかなと思いますので、そういった取組に対するアンケートというところをより充実させて見られるとかというのは私としても今日非常に感じた部分でもございますので、やはり前向きに検討いただければとは思います。

村上委員　被害に遭った人というのが実はあんまり言いたくないっていうお話を警察の方から聞いたことがあって、すごく恥ずかしいことだから多分隠したいというふうに考える方も多くおられるということで、アンケートを通じてコミュニケーションを取れれば、何かそれに対する施策が打てるのかなと思うのと、もう一点が、すごくたくさん出前講座をされているみたいですけれども、自ら進んで情報を取りに行く人は結構出会う機会が

あるかと思うのですが、そうじゃない人に、何かで集まっているところにセットして情報があると、本来、意識していない人にも伝わるんじゃないかなというふうに思うので、その組合せで、何か今まで届いていない人に、このすてきな内容がちょっとでも伝わっていったらいいのにと思いました。

村木会長　ありがとうございます。

最近の傾向ですね、例えば若い方の消費者被害というのも一定数おられます。御家族、親御さんであるとかと帯同して来られることもありまして、例えば、お母さんからの相談で、ネットでだまされましたというのがやっぱり一定数あるのかなと思いますので、誰に届くのかというところの意識というのも大切なのかなとは思いました。

東矢委員　出前講座をされる時は、向こう側から言ってくるのか、こっち側から探していくのかどういう風にされていますか。

事務局　宇田　出前講座は基本的に申請をしていただいているのですが、私どもが令和６年度につきましては、新たなところに出前講座をやっていきたいという想いがありましたので、教育委員会にお願いし、若者のお母さんたちに啓発できるよう連携を取らせていただきました。

東矢委員　ありがとうございます。警察でも防犯の関係で行ったり、来てもらったりするんですけど、ほとんどが受けのものが多いので、ちょっと参考にさせていただきます。

村木会長　ありがとうございます。ほかに何か御質問等あるようでありましたらお願いします。

永瀬委員　我々のここでの評価と、その効果を検証するやつを分けたらどうやって言ったのは、ここのエの部分に生かせるかどうかだと思います。僕らは祭りとかしたら絶対アンケートを取るんです。やきそばが美味しかったとか、ラムネが高いとか、いろんな意見が出てくるけど、それを生かして次の祭りをよくしたいとか、もっと来てほしいとかいうための改善が出てくるので、さっき言った評価と効果を分けるのであれば、そのアンケートによる効果を各担当課、担当者が次に生かすかどうかでエの部分に反映してくるんだろうなと思って聞いていました。

だから例えば「引き続き」で始まっているところは、あまり効果を検証していないんだろうなと見えてしまうし、それこそおっしゃっていた上宮川のところなんかは、置くだけじゃ不安というような結果が出ているということで、そこの人が様子を見ながら感じた

効果なので、それが表れているかどうかが、そういった結果に繋がっているのかもしれない。どれぐらいの人に響いたかは非常に気になるとこですね。ただ、学生に配布しただけでは、持って帰っているかどうかさえ怪しいと思うし、そのクラスによったら教室に置いているだけで、配ってもいないかもしれないですよね、教育委員会に任せちゃうと。だから、そういったことも検証できているかいうと、多分全然できてないと思うので、評価と効果は使い方が別と思っています。

村木会長　ありがとうございます。

やはり次年度以降、本年度であるといいましょうか、取組の一環として、やはりそれをどういうふうに生かしていくのかというのは非常に大切だとも思いますので、例えば定期的な会を催しているというところでの報告事項についても、従前どおりでいいのかどうか、会としての方向性の話であるのかもしれません。

やはりせっかくやる以上、より生産的に何か生かせられるような形というのが大切だというのも、それは誰しもが一致する意見ではあると思いますので、それに対する取組をどういうふうに持っていくのかというところもあろうかと思いますので、やはり将来的にというか、本年度からどのように実績評価をしていくのかについての観点から、事務局として見ていただきたいなというのが１点感じられました。

それと、あと、もう一点は、話を聞いただけでなくて、その後、事後的に何かこういう相談をできる窓口であるとか、何かアクションを起こせるような機会というのを併せて提供するということがあれば、より実践的な対応というのができるのかなとも思いました。私が最後にお話しさせていただいてことについては、そもそも会の在り方自体の根本的な話なのかもしれませんが、１つ参考にいただければと思います。

事務局　宇田　村木会長ありがとうございました。この場でどなたか、御報告等ある方はいらっしゃいますか。

永瀬委員　電話機に貼る「還付金は詐欺です」とか書いてあるシールは兵庫県警で作っているものがあり、依頼すれば配布は可能だと思います。

あと、商工会と防犯協会と一緒になって、企業や事業所が出してくれた協賛金でグッズをつくって配布とかもしています。だから、どんなものが欲しいかを言ってくれたら、すぐにはできないかもしれないけど、要望は出していただいたらと思います。

野本副会長　多分、消費者庁が言っている消費者教育というのは、ここに書いてある市民社

会の形成なわけで、そうすると持続可能な社会だとか、地球環境に配慮した消費行動を取る人を教育するというところまで広く入ってくるので、防犯協会に言って、作ってもらうシールなりグッズというのはやはり詐欺とかそういうことに限られてしまうし、そうなると契約トラブルとはまた違うのかなと思ったりもします。

私はそろそろ芦屋市も消費者市民社会というものを大きく打ち出してもいい時期じゃないのかなと思うのですが、そのＰＲをする資金というのがどこにお願いしたらいいのかなって、普段から思っております。

村木会長　ありがとうございます。

そろそろ時間の関係もございますので、いろいろ議論があるということは共有できたというところで、本日予定されていた議題を終了とさせていただきたいと思います。

事務局　宇田　それでは、以上をもちまして閉会とさせていただきます。皆様には議事の円滑な運営に御協力いただき、誠にありがとうございました。